

短期入所サービスを認定有効期間のおおむね半数を超えて居宅サービス計画に位置づける場合の取り扱いについて

盛岡市保健福祉部介護保険課

1 居宅サービス計画への短期入所サービスの位置づけについて

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスを利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1に相当する日数を超えないようにしなければならないとされています。

そのため、短期入所サービスの利用を位置づける際には、月々の利用を漫然と位置づけるのではなく、毎月の利用票により短期入所サービスの利用日数に留意し、他のサービスとの調整を図りながら被保険者の在宅生活を効果的に支援していく必要があります。

また、短期入所サービスの利用が長期間になると見込まれる場合には、利用を開始する段階で施設入所の必要性等を十分に検討して下さい。十分なアセスメントが行われなまま長期間の短期入所サービスが提供された場合、真に必要としている利用者が、サービスを利用できなくなる可能性が生じると考えます。

※ 根拠：盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第21号、盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第33条第23号

2 認定有効期間のおおむね半数を超えて位置づける場合の必要性の検討

国解釈通知では、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づけることも可能であるとされていますが、市では、具体的に次の場合に必要性が認められると考えています。

（「利用者や家族が当該短期入所事業所の利用のみを望んでいる。」などの理由の場合は、不適切となります。）

- (1) 短期入所サービスと他の居宅サービスを組み合わせて利用することにより、在宅生活を継続することが可能な場合
- (2) 在宅生活が困難なため、本人の心身状況に見合う施設に入所の申し込みを複数行っているが、待機状態が継続している場合
- (3) 災害や虐待が疑われるなど、緊急性が認められる場合

(4) その他やむを得ない事情がある場合

3 居宅サービス計画へ位置づけを行うにあたっての手順

半数を超える短期入所サービスの位置づけを行おうとする場合、事前にその必要性を確認させていただきますので、在宅生活継続の可否や施設入所の必要性について担当者会議等で十分に検討の上、半数を超える一月前までに次の書類を介護保険課給付係に提出してください。

【提出書類】

- (1) 半数超え課題分析様式（別紙のとおり）
- (2) 担当者会議の要点
- (3) フェイスシート
- (4) 居宅サービス計画（見直し後の第1表～第3表）
- (5) ケアマネジメント支援経過（短期入所半数超えの理由や経緯、施設の申し込み状況が分かる部分）

4 その他

- ・半数を超える短期入所サービスの位置づけを行った以降についても、サービス利用のあり方などの検討を行い、必要に応じ施設の申込みを利用者の家族に促すなどの対応をし、半数を超える短期入所サービスの利用について、早期解消に努めてください。
- ・市では、要介護認定期間の半数を超えて短期入所サービスを利用している被保険者について給付実績から抽出を行い、介護予防支援事業所及び居宅介護支援事業所に対し、定期的に対応状況等を確認します。

【担当】

盛岡市保健福祉部介護保険課 給付係
電話：019(626)7561（直通）